国土交通省 北陸信越運輸局　　毎月３回（1 日・11 日・21 日発行）

北陸信越運輸局報

明日の交通・環境を創造します。
平成２７年　８月２１日（金曜日）　第４５１号
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目　　次

公　　示　△準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について‥P 1
△準特定地域における適正と考えられる車両数について　‥P 7
△「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について　‥P 9
許認可等　△指定自動車整備事業の指定　‥P11
△自動車分解整備事業の認証　‥P12

○ 公　　示

（自動車交通部）

公　示　第３４号

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

平成２６年１月２７日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成２７年８月１９日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

記

平成２７年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名（交通圏）	必要車両数（両）	平成２６年度末車両数（両）	増加可能車両数（両）
新潟県	長岡交通圏	２９５	３４４	▲４９
	上越交通圏	１４１	１６８	▲２７
	三条市Ａ	７０	１００	▲３０
	柏崎市Ａ	６６	９５	▲２９
	新発田市Ａ	５５	５７	▲２
長野県	松本交通圏	４２５	５４０	▲１１５
	上田市Ａ	６９	９２	▲２３
	飯田市Ａ	１２５	１７３	▲４８
富山県	富山交通圏	２８５	４３７	▲１５２
	高岡・氷見交通圏	１７９	２４５	▲６６
	砺波市Ｂ、南砺市	３０	４６	▲１６
石川県	南加賀交通圏	１９９	２７８	▲７９

※上記「平成２６年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第２条第９項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附　則

本公示は、平成２７年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

（別紙）

１．新潟県

（1）長岡交通圏

１．輸送需要量の算定（過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。）

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
5,847,778	5,781,432	5,479,852	5,373,833	5,406,006	**5,190,437**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
295	5,190,437	13,106,628	0.45	110,490	365	0.90

（2）上越交通圏

１．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
3,490,125	3,476,390	3,364,338	3,270,122	3,081,095	**3,029,116**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
141	3,029,116	7,590,012	0.48	55,261	365	0.90

（3）三条市A

１．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
1,356,078	1,310,073	1,253,426	1,231,200	1,274,072	**1,212,104**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
70	1,212,104	3,297,022	0.45	28,240	365	0.90

（4）柏崎市A

1．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	輸送需要量
1,942,364	1,713,951	1,591,576	1,529,385	1,535,353	1,362,949

2．必要車両数の算定

必要車両数 A÷(B×C÷D)÷E÷F	需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
66	1,362,949	3,630,221	0.48	28,352	365	0.90

（5）新発田市A

1．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	輸送需要量
1,193,796	1,173,922	1,144,792	1,076,733	1,061,091	1,021,287

2．必要車両数の算定

必要車両数 A÷(B×C÷D)÷E÷F	需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
55	1,021,287	2,753,221	0.45	21,997	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

（別紙）

２．長野県

（1）松本交通圏

１．輸送需要量の算定（過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。）

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
7,952,504	7,800,834	7,850,152	7,444,604	6,865,898	**6,823,966**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
425	6,823,966	18,807,666	0.45	174,681	365	0.90

（2）上田市A

１．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
1,590,648	1,568,311	1,536,401	1,500,646	1,471,292	**1,441,547**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
69	1,441,547	3,419,537	0.48	25,889	365	0.90

（3）飯田市A

１．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
2,716,365	2,575,724	2,409,196	2,276,330	2,215,819	**2,048,541**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
125	2,048,541	6,203,375	0.43	53,404	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

（別紙）

３．富山県

（1）富山交通圏

１．輸送需要量の算定（過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。）

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
7,644,052	7,443,956	7,222,309	6,843,875	6,546,681	**6,301,728**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
285	6,301,728	16,127,711	0.49	118,063	365	0.90

（2）高岡・氷見交通圏

１．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
3,627,909	3,428,803	3,339,071	3,199,643	3,319,552	**3,129,233**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
179	3,129,233	7,374,372	0.47	65,730	365	0.90

（3）砺波市B、南砺市

１．輸送需要量の算定

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
622,053	563,539	525,067	536,009	454,567	**431,496**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
30	431,496	1,286,124	0.46	13,949	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

（別紙）

４．石川県

（1）南加賀交通圏

１．輸送需要量の算定（過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。）

平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	**輸送需要量**
3,893,781	3,785,559	3,558,178	3,645,692	3,507,609	**3,404,501**

２．必要車両数の算定

必要車両数 **A÷(B×C÷D)÷E÷F**	輸送需要量 A	総走行キロ （前5年間平均） B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 （前5年間平均） D	E	実働率 F
199	3,404,501	9,693,143	0.43	80,087	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

（自動車交通部）

公　示　第３５号

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成２７年８月１９日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

記

別添のとおりとする。

（別添）

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		平成26年度末車両数（両）	平成26年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	332	295	344	3.5
	上越交通圏	158	141	168	6.0
	三条市A	79	70	100	21.0
	柏崎市A	75	66	95	21.1
	新発田市A	62	55	57	-8.8
長野	松本交通圏	478	425	540	11.5
	上田市A	78	69	92	15.2
	飯田市A	140	125	173	19.1
富山	富山交通圏	321	285	437	26.5
	高岡・氷見交通圏	201	179	245	18.0
	砺波市B、南砺市	34	30	46	26.1
石川	南加賀交通圏	224	199	278	19.4

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）を除く。）の数である。

（別紙）

1. 算定方法

輸送需要量 ÷（平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数）÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
新潟	長岡交通圏	5,406,006	5,190,437	13,106,628	0.45	110,490	0.80	0.90
	上越交通圏	3,081,095	3,029,116	7,590,012	0.48	55,261	0.80	0.90
	三条市A	1,274,072	1,212,104	3,297,022	0.45	28,240	0.80	0.90
	柏崎市A	1,535,353	1,362,949	3,630,221	0.48	28,352	0.80	0.90
	新発田市A	1,061,091	1,021,287	2,753,221	0.45	21,997	0.80	0.90
長野	松本交通圏	6,865,898	6,823,966	18,807,666	0.45	174,681	0.80	0.90
	上田市A	1,471,292	1,441,547	3,419,537	0.48	25,889	0.80	0.90
	飯田市A	2,215,819	2,048,541	6,203,375	0.43	53,404	0.80	0.90
富山	富山交通圏	6,546,681	6,301,728	16,127,711	0.49	118,063	0.80	0.90
	高岡・氷見交通圏	3,319,552	3,129,233	7,374,372	0.47	65,730	0.80	0.90
	砺波市B、南砺市	454,567	431,496	1,286,124	0.46	13,949	0.80	0.90
石川	南加賀交通圏	3,507,609	3,404,501	9,693,143	0.43	80,087	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

（自動車交通部）

公　示　第３６号

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」（平成２３年５月２０日付け公示第１３号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２７年８月１９日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>
公示第１３号

期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成２３年５月２０日付け公示第１２号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。

平成２３年５月２０日

北陸信越運輸局長　伊藤　松博

記

<table>
<tr><th>県別</th><th>対象地域</th><th>対象となる事業者の減休車率の要件（※１）</th></tr>
<tr><td>新潟県</td><td>新発田市Ａ</td><td>減休車率１３．９％を超える</td></tr>
</table>

附　則
この公示は、平成２３年５月２０日から施行する。

（略）

附　則（平成２７年８月３日付け公示第２８号で一部改正）
この公示は、平成２７年８月３日から適用する。
なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示２．に記載されている期間（平成２８年７月３１日）までは認めることとする。

附　則（平成２７年８月１９日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、平成２７年８月１９日から適用する。
なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示２．に記載されている期間（平成２８年７月３１日）までは認めることとする。
</td>
<td>
公示第１３号

期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成２３年５月２０日付け公示第１２号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。

平成２３年５月２０日

北陸信越運輸局長　伊藤　松博

記

<table>
<tr><th>県別</th><th>対象地域</th><th>対象となる事業者の減休車率の要件（※１）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新潟県</td><td>上越交通圏</td><td>減休車率４．０％を超える</td></tr>
<tr><td>新発田市Ａ</td><td>減休車率１１．１％を超える</td></tr>
</table>

附　則
この公示は、平成２３年５月２０日から施行する。

（略）

附　則（平成２７年８月３日付け公示第２８号で一部改正）
この公示は、平成２７年８月３日から適用する。
なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示２．に記載されている期間（平成２８年７月３１日）までは認めることとする。
</td>
</tr>
</table>

○　許 認 可 等

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第４０１０６号
指定年月日	平成２７年８月１１日
事業者名	三島石油株式会社
事業場の名称	三島石油株式会社スマイルカーケアスタジオ
事業場の所在地	石川県小松市問屋町２５番
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第４０１０７号
指定年月日	平成２７年８月２０日
事業者名	株式会社ビックオート
事業場の名称	株式会社ビックオート内浦支店
事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町字立壁７字９２番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第４０１０８号
指定年月日	平成２７年８月２０日
事業者名	株式会社オートピア
事業場の名称	株式会社オートピア
事業場の所在地	石川県金沢市黒田一丁目１４５番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第３３３号
認証年月日	平成２７年８月１２日
事業者名	小峯　昭
事業場名	小峯自動車工業
事業場所在地	新潟県魚沼市中原字大化沢５７４番地１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

以上